

平成 2 1 年 2 月 5 日

みどり園民営化基本方針

東葛中部地区総合開発事務組合

目 次

みどり園民営化基本方針の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

みどり園民営化基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 ~ P 7

同実施スケジュール（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

みどり園地域生活移行訓練実施要領（附属資料）・・・・・・・・ P 9 ~ P 1 0

平成 2 1 年 2 月 5 日

みどり園民営化基本方針の概要

東葛中部地区総合開発事務組合は、平成 1 9 年 1 0 月 3 0 日付けで策定した「みどり園民営化基本方針」を下記のとおり改定する。

記

- 1 . みどり園の完全民営化を前提に、急激な環境の変化による利用者や保護者への心理的負担に配慮し、民間経営のノウハウを活用した公共事業である P F I によって、老朽化した施設の建替えと新施設の維持管理運営を行う。
- 2 . みどり園の現利用者 1 0 5 名（平成 2 1 年 1 月現在）に対し、地域生活移行訓練ホームみどりの家での地域生活移行訓練を継続実施することにより、平成 2 5 年度末までに利用定員の削減を進める。
- 3 . P F I 事業の範囲としては、みどり園（生活介護事業 1 0 0 名、施設入所支援事業 8 0 名、短期入所事業 5 名規模）の施設建替えと、地域生活移行の受け皿になる共同生活介護（ケアホーム）事業の施設整備（2 0 名規模）を行い、新施設の維持管理運営を同一の社会福祉法人が行う。なお、みどり園からケアホームへ移行した利用者の日中活動の場は基本的にみどり園とする。
- 4 . P F I 事業の運営開始は、平成 2 6 年 4 月 1 日を予定している。
- 5 . みどり園民営化基本方針は、必要に応じて今後も見直しを行う。

みどり園民営化基本方針

東葛中部地区総合開発事務組合（以下「事務組合」）は、平成19年10月30日付けで策定した「みどり園民営化基本方針」を下記のとおり改定する。

平成21年2月5日

記

1 民営化の目的

みどり園では、障害者自立支援法の施行によって大きく変動する障害保健福祉施策への対応に迫られている一方、経費節減と経営の効率化が求められてきた。そうした中、平成17年の「みどり園あり方検討委員会」及び平成18年の「みどり園民営化等検討委員会」の提言により、民間経営のノウハウを活かした効率的な施設運営を期待し、完全民営化を目指すこととなった。

2 PFI導入の目的

急激な環境の変化は、利用者や保護者に対して心理的な負担を与える可能性が否めないため、完全民営化への移行には準備期間が必要と考える。そこで、老朽化した施設の建替えとそれに伴う新施設の維持管理運営については、民間経営のノウハウを活かした公共事業であるPFIによって実施することとした。

3 今後のみどり園の役割とPFI導入の前提

みどり園は、これまで構成市の重度知的障害者等を対象に、24時間の支援体制を確保した障害者支援施設として、地域の中核的な役割を果たしてきた。今後も利用者の地域生活移行を進めつつ、重

度知的障害者等が継続して支援が受けられるように，障害者に対する高度の専門性を有する支援体制を確保した入所機能を有する施設として，「地域に信頼される施設」を目指し，地域社会のニーズに積極的に応えていくものとする。こうした役割を前提として，P F I事業の実施にあたり以下の方針を定める。

(1)定員縮小

平成25年度末までに生活介護事業の利用定員を120名から100名へ，施設入所支援事業の利用定員を120名から80名へ，それぞれ縮小させることとする。

(2)地域生活移行

みどり園は，現利用者105名（平成21年1月現在）に対し，専任担当チームによる地域生活移行訓練を実施するとともに，構成市・関係機関・社会資源との連携を図る。更に利用者個々の地域生活移行を促すため，社会生活力を高める支援を行うとともに，地域生活移行に向けての条件整備に努める。

地域生活移行に伴う日中活動の場は，基本的にみどり園とする。

(3)新規入所の抑制

定員縮小を進めるため，止むを得ない場合を除き，新規入所を抑制する。

(4)サービス提供にあたっての配慮事項

人権尊重

個人の尊厳を重んじ，生命，健康を守り，個性を理解し，その人らしく豊かに生活していけるよう支援する。

権利擁護

利用者や家族が，苦情や意見を自由に表現できる機会を設けるとともに，外部有識者等の第三者

により構成される苦情処理機関を設置し，利用者の権利擁護体制を整備する。また、成年後見制度の積極的な活用も検討する。

支援の個別化

利用者の個別支援計画策定にあたっては，利用者の自主性と自己決定を尊重し，利用者が地域の一人として尊厳ある生活が実現できるよう支援する。

関係機関との連携

利用者の社会的自立を図るため，就労関係機関等との連携を深めるとともに，地域生活への円滑な移行を進めるために，構成市及び相談支援事業者等の関係機関との連携を図る。

地域に密着した運営

地域社会との交流と連携を深め，「地域に親しまれる施設」として運営する。

(5) 事務組合の責務

重度知的障害者等への支援に関する責務

事務組合は，社会福祉法人に次の体制を整えさせるとともに，運営及び施設整備に関し「構成市検討会報告書」で示された提言を踏まえ，必要な経費の負担について，社会福祉法人の提案に基づき協議を行う。

- ・ 重度知的障害者の施設として，構成市内の障害者の受入れをすること。
- ・ 共同生活介護事業を実施すること。
- ・ 利用者の安全のため，夜間支援体制を確保すること。
- ・ 運営の移管を理由に現在の利用者を施設から退所させないこと。
- ・ 現在のサービス水準を確保するとともに，更なるサービス水準の向上を目指すこと。

運営に関する事務組合の関与

事務組合は、P F I 事業実施後も現在の利用者が継続して利用できるような配慮を行うとともに、支援の継続性とサービスの維持・向上を検証するため、運営期間を通じて社会福祉法人の運営をモニタリングする。

(6) 現みどり園正職員の処遇について

処遇

基本的には構成市が正職員として受入れる。人数割りは民生費に関する分賦率を用いる。

対象者

正職員のうち次の職種の者を対象とする。

「支援員」、「看護師」、「栄養士」

受入れ時期

平成25年4月1日及び平成26年4月1日とする。

公平・公正の確保

事務組合は、構成市の正職員受入れに際して、公平かつ公正に扱われるよう働きかける。

4 P F I 事業の概要

(1) 事業予定地

千葉県我孫子市中峠2310, 2292

(2) 施設の概要

現状及び課題

- ・現在の建物はA・B棟は築後26年、C棟は築後21年が経過し、老朽化が著しい。
- ・居室は2～4人の相部屋中心で、1人あたりの居住面積も3.3㎡(新基準は9.9㎡)と非常

に狭隘で，個人のプライバシーが守れない状態である。

整備の方針

施設整備の対象は，居住棟を中心に管理棟，作業棟を含む施設全体とし，建替えを行う。

設計にあたっての配慮事項

- ・ 重度知的障害者等の施設であることや，強度行動障害者事業等の新体系サービスに対する配慮を行う。
- ・ 利用者のプライバシーの確保や生活の質を高める観点から，利用者の個々の状況を勘案しつつ，居室の個室化を進める。
- ・ 利用者の高齢化等への配慮や，車椅子での生活がスムーズに行えるための居室，廊下，トイレ，浴室等の広さや手すり等の設置など，ユニバーサルデザインの考えを導入する。
- ・ 地域生活移行の推進及び障害の特性に応じた小グループでの生活支援を図るため，ユニット型式など生活単位の小規模化に配慮する。
- ・ 利用者の日中活動の場及び地域との交流の場を確保する観点で整備を行う。
- ・ 長年にわたり蓄積してきた地元住民との関係を踏まえ，近隣との調和がとれた景観の確保に配慮する。

(3) 業務の範囲

みどり園は，重度知的障害者を中心とした障害者支援施設として位置付けし，障害者自立支援法(以下「法」という)第5条の規定に基づき主に次の業務を行う。

法第5条第6項の規定に基づく生活介護事業並びに法第5条第11項の規定に基づく施設入所支援事業。

法第5条第8項の規定による短期入所事業。

法第5条第10項の規定による共同生活介護等，地域生活移行に必要な事業。

その他必要とする事業。

(4) 施設規模

現みどり園敷地内に，生活介護事業100名(共同生活介護事業利用者20名を含む)，施設入所支援事業80名，短期入所事業5名規模の施設建替えを行う。

共同生活介護事業は，現みどり園敷地の内外に20名規模の施設整備を行う。

(5) 事業の手法

PFI法(「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」平成11年法律第117号)に基づく事業者の募集，選定，実施を予定しており，公共が資金調達を行うDBO(Design Build Operate)方式の採用も排除しない。

(6) 事業者募集，選定

みどり園の社会福祉事業は，第一種社会福祉事業に該当することから，社会福祉法第60条の規定により，社会福祉法人をPFI事業者とする。

(7) 事業の運営開始時期

平成26年4月1日を予定している。

5 その他

みどり園民営化基本方針は，必要に応じて今後も見直しを行う。

みどり園民営化基本方針の実施スケジュール（予定）

平成21年2月5日

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
事業化スケジュール		PFI 導入 可能性調査	事業者募集・選定	事業者契約	みどり園本体施設建替え					
						ケアホーム整備	ケアホーム移行	運営準備・ 引継	みどり園運営開始	
地域生活移行・職員 の異動	準備			地域生活移行訓練						
				地域生活移行						
			関係者（団体）との協議					職員構成市 へ受入れ	職員構成市 へ受入れ	

1 訓練の目的

入所による利用者の地域生活移行を実行するため必要な訓練を行い，地域生活へスムーズに移行できるように支援することを目的とする。

2 対象者

入所による全利用者。

3 訓練方法及び内容

- (1) 訓練方法は，地域での実生活体験等とする。
- (2) 訓練は，別に定める訓練計画により実施する。
- (3) 訓練計画には，地域生活移行の数値目標を定める。
- (4) 訓練に伴う日中活動の場は，みどり園を原則とする。
- (5) 余暇活動の提供と支援を行う。
- (6) 訓練実施に際しては，本人及び保護者の意向を確認しながら行う。

4 訓練期間

平成20年度から平成25年度までとする。

5 訓練の場所及び施設等

訓練は、次の施設等で行う。

- (1) 地域生活移行訓練ホームみどりの家
- (2) 既設のケアホーム又はグループホーム等

6 支援体制

(1) 担当職員の配置

ア 現みどり園組織に「地域生活移行担当」を設置する。

イ 地域生活移行担当は、担当責任者のほかに担当者として支援員及び事務職等を配置する。

(2) 支援体制

ア 訓練の実施にあたっては、個別支援計画を作成し、個々のニーズに即したものとする。

イ 訓練は、個別支援計画の評価を行い、訓練の効果測定を行う。

7 利用者負担

施設入所支援・生活介護の費用とする。なお、対象者の起因による費用については、自己負担とする。

附則

この要領は、平成19年10月30日から施行する。

附則

この要領は、平成21年2月5日から施行する。